

## 様式3－(1)

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書  
(病院又は診療所、訪問看護事業者等)

保険医療機関	名 称		
	所 在 地	〒 (電話 )	
	医療機関コード		
開設者又は事業代表者	住 所	〒 (電話 )	
	氏名又は名称		
	生 年 月 日		職名
標ぼうしている診療科名			
担当しようとする医療の種類			
主として担当する医師又は歯科医師の氏名			
自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の変更の有無		有 • 無	
訪問看護ステーション等における職員の定数の変更の有無		有 • 無	
自立支援医療を行うための入院設備の定員			
上記のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を更新されたく申請する。 また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。			
年 月 日			
開 設 者 住 所 氏名又は名称			
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)			
(宛先) 新潟市長			

注 育成医療又は更生医療いずれか単独での指定の更新を希望する場合は、様式中の「（育成医療・更生医療）」のうち、指定の更新を希望しない医療部分を二重線等で消去すること。

注 「自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の変更の有無」及び「職員の定数の変更の有無」において、直近の指定の申請（変更届出含む）から変更があった場合は、それぞれ別紙2及び別紙3を添付すること。

(裏)

(指定更新申請書記載要領)

1 病院又は診療所

(1) 「保険医療機関」は、必ず正式名称を記載すること。

(2) 開設者は法人の場合は、法人の名称並びに代表者の職名及び氏名を記載すること。

(3) 「標ぼうしている診療科名」は担当しようとする医療の種類に關係のあるもののみを記載すること。

(4) 「担当しようとする医療の種類」は、次のうち希望するものを記載すること。

ア 眼科に関する医療	イ 耳鼻咽喉科に関する医療	ウ 口腔に関する医療
エ 整形外科に関する医療	オ 形成外科に関する医療	カ 中枢神経に関する医療
キ 脳神経外科に関する医療	ク 心臓血管外科に関する医療	ケ 心臓移植に関する医療
コ 腎臓に関する医療	サ 腎移植に関する医療	シ 小腸に関する医療
ス 肝臓移植に関する医療	セ 歯科矯正に関する医療	ソ 免疫に関する医療

(5) 「主として担当する医師又は歯科医師の氏名」は、担当しようとする医療の種類ごとに記載すること。

なお、「主として担当する医師又は歯科医師の氏名」において、直近の指定の申請（変更届出含む）から変更があった場合は次の書類を申請書に添付すること。

- ・ 経歴書（別紙1）
- ・ 研究内容に関する証明書（別紙1の2）
- ・ 医師又は歯科医師の免許証の写し
- ・ 学会における制度上の資格等の証明書（認定書）の写し
- ・ この他、以下に関する医療を担当する場合は、担当する医療の「別紙」を用意すること。

※ じん臓に関する医療を担当する場合は、別紙1の3

※ 小腸に関する医療を担当する場合は、別紙1の4

※ 心臓移植術後の抗免疫療法に関する医療を主として担当する医師の場合は、別紙1の5

※ 心臓移植術後の抗免疫療法に関する医療を連携する医師の場合は、別紙1の6

※ 肝臓移植術後の抗免疫療法に関する医療を主として担当する医師の場合は、別紙1の7

※ 肝臓移植術後の抗免疫療法に関する医療を連携する医師の場合は、別紙1の8

(6) 「自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の変更の有無」において、直近の指定の申請（変更届出含む）から変更があった場合は別紙2の様式により、それぞれの医療で特に必要とされるものを主に記載し、申請書に添付すること。

(7) 訪問看護ステーション等における職員の定数の変更の有無」において、直近の指定の申請（変更届出含む）から変更があった場合は、別紙3の様式により、申請書に添付すること。

(誓約項目)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定関係

1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第5号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律（労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、または執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第6号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

5 第8号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第9号関係

申請者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

8 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

10 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。